

ワクチンの部鶏貧血ウイルス感染症生ワクチンの項を次のように改める。

鶏貧血ウイルス感染症生ワクチン

平成20年6月6日（告示第914号）一部改正

動生剤基準の鶏貧血ウイルス感染症生ワクチンの3.3.4、3.3.5、3.3.6（迷入ウイルス否定試験法2.1.1、2.1.2及び2.2.2を除く。）3.3.7及び3.3.8に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。